明日へ飛躍する企業をサポート

JUMP

ひょうご産業
活性化センター
通信

2026
11
Nov.



CONTENTS

04 ひょうごビジネス・インフォメーション
06 がんばる企業を応援
07 成長期待企業のイチオシ！
08 信用保証協会NEWS
09 TAX & LAW

GENKI
元気企業訪問
GENKI

石原産業㈱
ひょうご小野研究センター
ひょうご・神戸
投資サポートセンターを利用して

中小企業のための
ひょうご産業SDGs推進宣言事業・認証事業
ひょうご産業活性化センターは中小企業のSDGsの取り組みを支援しています。

元気企業訪問

石原産業㈱
ひょうご小野研究センター
小野市



センター長
村上 勝美

ひょうご・神戸投資
サポートセンターを利用して

- ●交通至便な用地の情報を得られた
- ●県や市の支援制度を教わった
- ●補助金等を活用して新拠点を設立できた



基礎研究を行うラボ実験室

農薬原体の製造プロセスを研究する生産技術部門を集約した新拠点を設立

アクセスの良い産業団地に立地

大阪市に本社を構える同社は、白色顔料となる酸化チタンを製造する無機化学事業と、農薬や動物用医薬品などを製造する有機化学事業を展開する化学メーカーです。

収益の中心を担う農薬事業は自社開発品比率が高く、製品の開発は、新規有効成分の探索、効果確認、安全性確認を実施する滋賀県草津市の中央研究所と、商業生産に向けた検討を進める三重県の四日市工場で行われていましたが、商業生産の製造法確立を担う部門の強化を図るため、拠点を新たに設立することになりました。

「新拠点の用地選びで重視したのはアクセスの良さ。本社や草津、四日市と行き来しやすく、上下水道などが整っていることが条件でした」と村上勝美センター長は振り返ります。条件に合う用地を関西圏で探すため、2021年、ひょうご・神戸投資サポートセンターに問い合わせ、支援を受けることになりました。

「遠方の候補地にも同行してもらったほか、県の産業立地促進補助金などの情報を教えてもらいました。補助金は新拠点開設の大きな後押しになりました」

他府県の候補地も挙がる中、最終的にひょうご小野産業団地を選び、2025年12月、4万3,600㎡の広大な用地に「ひょうご小野研究センター（TREC）」を建設しました。建設に当たっては、サポートセンターから紹介された小野市の仲介の下、住民説明会を開くなど、地域との信頼関係構築にも努めました。

働きやすい環境を整備し地域貢献も

TRECでは、中央研究所が発見した農薬の有効成分を安全かつ低コストで大量生産する方法について研究しています。「技術研究棟と合成研究棟の2棟を建て、まず技術研究棟で小規模な実験とその約10倍の規模での試験をした後、合成研究棟でさらに規模を大きくして反応の安定性や実施の安全性を検証します」と村上センター長。

施設づくりにはスタッフの声を反映し、実験室の作業エリアを広く確保し、事務エリアはフリーアドレスを採用。和洋2室の休憩室や開放的な吹き抜け階段も設けました。こうした働きやすさや健康的な職場環境が評価され、「CASBEE（建築環境総合性能評価システム）ウェルネスオフィス認証」で最高位のSランクを取得しました。また、県と「企業の森づくり活動への取組に関する協定」を締結し、TRECから南東へ約8kmにある小野アルプス

制度利用の流れ

- **2021年3月** サポートセンターに工業用地の情報提供を依頼
- **2022年4月** サポートセンターからひょうご小野産業団地の現地案内を受け、12月に土地譲渡契約を締結
- **2023年3月** 用地引き渡し完了
- **2025年12月** ひょうご小野研究センターが開所

LAB.302


実験室前のオフィスエリアでデータ整理を行います


山陽自動車道「三木小野」ICから車で5分の好立地

の一部を「ISKの森」として森林保全活動を行うなど、地域との共生にも注力しています。

「敷地には増築できる余裕があります。積極的に地元の優秀な人材を雇用して技術開発を加速させ、会社業績とともに地域へも貢献していきたい」と展望を語ります。

石原産業㈱ひょうご小野研究センター
小野市山田町1991-16　T0794-80-0065
●センター長／村上勝美
●事業内容／農薬生産技術の研究開発
Hhttps://www.iskweb.co.jp

ひょうご・神戸投資サポートセンター

兵庫県内に立地を検討している国内企業、外国・外資系企業に、県内の産業団地をはじめ、工場適地や遊休地、賃貸オフィス等の情報、さらには補助金等の支援制度、立地の際に必要な行政手続きから雇用、住宅、生活面に至るまでの現地情報等をワンストップで提供しています。

主な支援内容　＊は外国・外資系企業向け

- 産業用地情報の提供
- オフィス情報の提供　●現地案内
- 補助金等の支援制度や関連情報の提供
- 許認可手続き情報の提供*
- ビジネス・生活関連情報の提供*
- 専門アドバイザーによる無料相談*

問ひょうご・神戸投資サポートセンター
T078-271-8400
制度の詳細についてはホームページをご覧ください

だけ
あなたの本を「オーダーメイド」
https://kobe-selfpub.jp
KOBE自費出版web
こちらから
自費出版
見積り無料
まずは電話かメールでお問合せください
TEL.078-362-7140
jihishuppan-kpc@kobe-np.co.jp
神戸新聞総合出版センター
株式会社 神戸新聞総合印刷
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-5-7

ひょうごビジネス・インフォメーション

日日時　所場所　対対象　定定員　¥料金
申申し込み先・方法　問問い合わせ先
T電話番号　F ファクス番号　E Eメール

ひょうご産業活性化センター

スタートアップ支援の全県拠点「SHINKA Hyogo」

起業プラザひょうごが、スタートアップの成長やオープンイノベーションの促進などを支援する全県拠点「SHINKA Hyogo」にリニューアルしました。起業・経営相談、専門家相談、資金調達支援、各種セミナーの開催、専門アドバイザーによる中小企業の新規事業開発伴走支援 、スタートアップと中小企業のマッチング支援、コワーキングスペースや会議室の貸し出しなどを行います。

●開館時間＝9時～22時、土曜・日曜・祝休日10時～20時
所三井住友銀行神戸本部ビル2階（神戸市中央区）
問NPO法人コミュニティリンク
T078-862-5302

「ひょうご産業SDGs認証事業」第8回認証企業募集

県がひょうご産業SDGs推進宣言企業等の取り組みを評価・認証することで、さらなる内容の深化を促します。
対ひょうご産業SDGs推進宣言企業または市町等のSDGs宣言・登録企業 ※その他要件あり

●認証企業の主なメリット
- 認証書が交付されます
- 低利の中小企業融資制度「SDGs支援貸付」を利用できます
- 大規模展示会への出展支援が受けられます　など

●認証期間＝3年間 ※年1回の進捗状況報告が必要
申問成長支援課 T078-977-9117
11月16日㊊までにホームページから電子申請

「KOBE大創業者祭2026」参加者募集

神戸開業支援コンシェルジュを構成する7つの支援機関、（公財）こうべ産業・就労支援財団、㈱神戸商工貿易センター、神戸商工会議所、㈱日本政策金融公庫、兵庫県中小企業団体中央会、（公財）新産業創造研究機構（NIRO）、当センターが一堂に会し、個別相談に対応します。ミニセミナーやパネルディスカッションも。終了後、交流会を開催。無料。入退場自由。
日12月2日㊌14時30分～18時 ※交流会は18時15分～19時15分
所神戸市産業振興センター（神戸市中央区）
対県内で創業予定の人、創業5年未満の人
定100人（先着）
申問（公財）こうべ産業・就労振興財団
T078-360-3202
所定の申し込みフォームから（ホームページから進んでください）

関係機関

明石商工会議所　「日本一社員が辞めない会社の『社員定着の秘訣』」

社員の定着率が50%を切ることも珍しくない介護業界で定着率96%を達成し、ビジネス番組でも取り上げられたリハプライム㈱。代表取締役の小池修さんが社員の獲得と定着化の手法を解説します。無料。
日11月6日㊎14時～16時
所明石商工会議所（明石市）
対経営者、経営幹部
定30人（先着）
申問同会議所 T078-911-1331
所定の申し込みフォームから（ホームページから進んでください）

個人事業税の納税について

個人で事業を営む人にかかる県税です。

●個人事業税の第2期分の納期限 **11月30日㊊**

金融機関やコンビニエンスストア（税額30万円以下）、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード（別途システム利用料が必要）、県税事務所等で納付できます。
問管轄の県税事務所

役立っています。あなたの県税

兵庫県

個人住民税の特別徴収について

事業主が従業員の給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって、毎月、市町へ納入する仕組みです。

※この制度は、地方税法および各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主に義務付けられています。

●納期限 **徴収月の翌月10日**
（土曜、日曜、祝休日の場合は翌営業日）

【スケジュール】

1月31日まで：事業主が従業員の居住する市町へ給与支払報告書を提出

5月31日まで：市町から事業主へ特別徴収税額を通知。事業主から従業員へ通知

6月～翌5月：税額を給与から毎月徴収

問 従業員の居住市（区）役所、町役場

兵庫県

ひょうご産業活性化センター通信「JUMP」は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して作成したものです

文具の富士商会
神戸市中央区旭通５丁目２−13
TEL.(221)7178代表 FAX.(221)6974

ひょうご産業活性化センター公式

ホームページ　メールマガジン　Instagram

YouTube　X　Facebook



持続可能な社会を創る

がんばる企業を応援

「中小企業支援ネットひょうご」構成機関からのご案内

「中小企業支援ネットひょうご」とは

さまざまな経営課題を抱える中小企業の応援を目的に、中小企業支援機関や連携団体でつくるネットワークです。各機関の強みを生かしながら、総合的な支援を展開。DXやGX、SDGs等の新たな経営課題の支援にも取り組んでいます。

中小企業のチャレンジを後押し　ひょうご産業活性化センター

ひょうご産業活性化センターは兵庫県内の起業家の取り組み、中小企業の経営革新や経営基盤の強化などに対し、多彩な事業で支援をしています。本年度から各支援機関と連携しながら、中小企業のカーボンニュートラルの取り組みを総合的にサポートします。

カーボンニュートラル支援事業

相談・アドバイス

各支援機関と連携しながらカーボンニュートラルをはじめ、さまざまな経営課題の相談に対応します。

普及促進セミナー開催

先進取り組み事例を交えながら、カーボンニュートラルの最新動向や中小企業の現状などを紹介します。

情報提供

各媒体を通してカーボンニュートラル等に取り組む企業の先進事例や、支援機関の支援メニューを発信します。

・広報誌「JUMP」　・ホームページ　・各種SNS
・メールマガジン　・「ひょうご支援ネット」(各支援機関の支援情報を一元的に発信するサイト)

専門家派遣

脱炭素化に意欲のある県内ものづくり中小企業に無料で専門家を派遣（年3回まで)。温室効果ガス排出量を把握するための計算方法の確立など、取り組み過程に応じた助言や企画提案を行います。

GX診断補助

中小企業のGX（グリーントランスフォーメーション）を支援する一環として、GX診断の補助金を交付します。

対　　象：ひょうご産業SDGs推進宣言企業（認証企業を含む）
補助期間：4月～来年1月
補助対象：省エネ最適化診断（省エネルギーセンター)、省エネ診断（環境共創イニシアチブ）
補 助 率：対象経費の1/2

国内販路開拓支援(国内展示会出展)

大都市圏で開催されるカーボンニュートラル等がテーマの展示会に中小企業の製品や技術、サービスを出展し、発注企業とのマッチングを支援します。

【今後の出展予定】
・エコプロ（東京都）12月2日㈫～4日㈮



7月の機械要素技術展(左)と昨年のエコプロ

海外販路開拓支援助成金(新規)

人口減少に伴う国内市場の縮小を見据え、海外市場開拓を目指す中小企業に対し、より強固な基盤の構築やカーボンニュートラル・脱酸素など各地域の課題解決に向けた新たなビジネス展開のための海外渡航調査および年々規模を拡大している越境ＥＣに必要な経費を助成します。

※令和8年度の募集は終了しました。

設備貸与

カーボンニュートラルに必要な設備を当センターが販売業者から購入し、長期かつ固定損料（金利）で割賦販売またはリースを行います。

(公財)ひょうご産業活性化センター
神戸市中央区東川崎町1-8-4
神戸市産業振興センター1階・2階・7階
T078-977-9070㈹　F078-977-9102

成長期待企業の
イチオシ!

成長期待企業とは

中小企業支援ネットひょうごでは、さらなる成長が見込める企業を「成長期待企業」に選定し、複合的な支援をしています。このコーナーでは選定企業が誇る自慢の商品やサービスを紹介します。

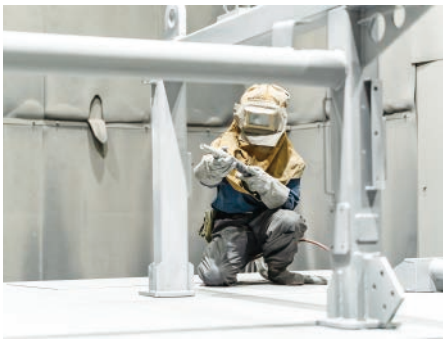


大型対象物（写真は油槽設備の一部品）にも対応できる設備と敷地を備えています

バンシュー㈱の

金属塗装技術

大手重工メーカーが認める技術力で さらなる飛躍を目指す



ブラスト加工の様子。塗装技術者は100人以上います

明石市に本社工場がある同社は、大手重工メーカーの依頼を受け、建機・重機や産業機械、インフラ設備といった金属製品の塗装を手がけています。塗料の密着性を高めるブラスト加工、発色鮮やかな焼き付け塗装、防さびに有効な重防食塗装など、素材や用途に応じた工法で仕上げます。

1962年、塗料会社の営業だった先代社長が創業。先代は塗料の知識に長（た）け、腕利きの職人もそろっていたことから、取引先は順調に増えていきました。「当社の塗料に関する知見や技術者の育成体制は創業時から蓄積されてきたもの」と田中晋一郎社長。「取引先が指示した塗布量や塗膜厚ではうまく塗装できない場合、どう微調整すればいいかすぐに見当がつくのは経験値だと思います」と胸を張ります。

現在、東播磨地域に5つある自社工場に加え、取引先の工場内でも作業を行っています。「迅速に対応してほしい取引先、できるだけ要望に応え関係性を強固にしたい当社の双方にメリットがあります」

目標は航空・宇宙分野への進出。「極限の環境に耐えるため、塗装にも厳しい条件が求められます。一筋縄ではいきませんが、会社の成長のためにも挑戦したい」。力強い口調には60余年の実績に裏打ちされた自信がみなぎります。

バンシュー㈱　明石市大久保町大久保町462-1
T078-936-1446　H https://banshu-paint.com

●設立年：1964年　●代表取締役社長：田中晋一郎
●事業内容：金属表面処理事業、金属板金塗装

「神戸大学経済経営研究所・兵庫県信用保証協会 共同シンポジウム」開催のお知らせ

兵庫県信用保証協会は、地域金融における信用保証の役割をテーマに、神戸大学経済経営研究所と共同研究を進めています。このたび、兵庫県内の中小企業・小規模事業者の事業承継について、共同調査を実施しました。本シンポジウムでは、その調査結果を出発点として、事業承継支援を地域金融力の重要な柱と位置付け、信用保証協会、地域金融機関、政策当局、士業・専門家、支援機関がどのように連携し、価値ある地域の事業を次世代につないでいくべきかを議論します。ぜひご参加ください。

神戸大学経済経営研究所・兵庫県信用保証協会 共同シンポジウム

地域金融力としての事業承継支援

―信用保証協会・地域金融機関・士業・支援機関の連携をどう進めるか―

日時 11月25日㈬13時30分～17時

会場 神戸大学 出光佐三記念六甲台講堂（神戸市灘区六甲台町2-1）
※対面とオンラインのハイブリッド開催

定員 対面150人、オンライン300人
※いずれも先着

入場無料

プログラム

総合司会：荒木千秋（大阪電気通信大学メディアコミュニケーションセンター特任講師、神戸大学経済経営研究所非常勤講師）

●主催者挨拶　遠藤英二（兵庫県信用保証協会理事長）

●基調講演

①「兵庫県中小企業の事業承継の現状と支援の課題 ―2025年調査に基づく分析―」
家森信善（神戸大学経済経営研究所教授・地域共創研究推進センター長）

②「兵庫県信用保証協会の事業承継支援の取り組み」
北野浩一（兵庫県信用保証協会西脇支所長）

③「事業承継・引継ぎ支援施策の現状と今後 ―経営者保証改革・信用保証制度との接続を含めて―」
武尾伸隆（中小企業庁事業環境部金融課長）

④「税理士・専門家は事業承継支援の早期発見者になれるか ―会計情報・経営助言・金融機関連携の視点から―」
坂本孝司（税理士、TKC全国会会長、神戸大学経済経営研究所客員教授）

●パネルディスカッション

「地域で事業承継支援のエコシステムをどう作るか ―価値ある事業を育て、見つけ、次世代につなぐ―」
司会：家森信善
登壇者（50音順）：遠藤英二、金井雅彦（多摩信用金庫理事長）、兼田亜貴（大阪府事業承継・引継ぎ支援センター統括責任者）、坂本孝司、角知篤（NOBUNAGAサクセション株式会社代表取締役社長）、武尾伸隆

●閉会挨拶　西谷公孝（神戸大学経済経営研究所長）

※いずれも敬称略

申し込み・問い合わせ

神戸大学経済経営研究所（公開シンポジウム担当）
E sympo@rieb.kobe-u.ac.jp
11月23日㈪㊗までに所定の申し込みフォームからお申し込みください。

兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN



＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸中央支部
広報委員 森﨑俊輝

こんなケースは要注意！
令和8年分 年末調整のポイント

2年連続で年末調整に大きく関係する税制改正が行われ、例年よりも年末調整事務が煩雑になります。
想定されるケースを基に、今年の注意点を確認しておきましょう。

ケース別に確認！年末調整手続きの注意点

年末調整は、多くの会社員（給与収入のみ）にとって所得税の納税を完了させる重要な手続きです。次のケースに該当する従業員がいる場合は、手続き上、他の従業員と異なる点や税制改正の影響に注意しましょう。

【ケース1　中途採用で入社した】
年の中途で入社した従業員で、前職で給与収入を得ていた場合は、その分を含めて自社で年末調整を行います。前職分は、前の会社等から交付された源泉徴収票で確認します。
源泉徴収票が提出されていないと正しく年末調整を行えないため、早めの提出を促しましょう。

【ケース2　年末に結婚した】
年末調整は、原則として年内最後の給与等の支給日までに行います。しかし、年末調整後に結婚・就職等で扶養親族等の異動が生じることもあります。
その場合は、年末調整のやり直し（原則として、源泉徴収票を受給者に交付する翌年1月末日まで）などの対応が必要になります。

【ケース3　見込年収額が昨年と同額である】
令和8年度税制改正では、給与所得控除の最低保障額や所得税の基礎控除額、配偶者控除等の合計所得金額要件等が引き上げられました。
そのため、見込年収額が昨年と同じでも、昨年と同じ控除額の適用になるとは限りません。各控除の判定区分を改めて確認しましょう。

【ケース4　配偶者がパートで働いている】
配偶者控除の合計所得金額の要件は「58万円以下」から「62万円以下」へ引き上げられました。配偶者の年収が昨年と同額でも、新たに配偶者控除の対象となったり、配偶者特別控除の控除額が拡大したりする可能性があります。
特にパートで働く配偶者がいる場合は、配偶者の見込年収額を早めに把握しましょう。

【ケース5　大学生の子どもがいる】
生計を一にする大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がいる従業員は、その子等の合計所得金額に応じて、扶養控除または特定親族特別控除の適用を受けられます。所得要件も「58万円以下」から「62万円以下」へ引き上げられています。
アルバイト収入が増え、合計所得金額が123万円を超えると特定親族特別控除の適用がなくなるため、子どもの見込年収額を早めに把握することが大切です。
※年齢はその年の12月31日の現況で判定します。

【ケース6　生保に加入している（子育て世帯）】
23歳未満の扶養親族がいる場合、令和8年分・令和9年分の新生命保険料に係る一般生命保険料控除は、次の計算となります。

国税庁「源泉所得税の改正のあらまし」（令和8年4月）より

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2＋15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4＋30,000円
120,000円超	一律60,000円

この措置は「夫婦のどちらか一方」ではなく、生計を一にする23歳未満の扶養親族がいる場合、その両親（夫婦）の双方が受けられます。ただし、対象となるのは本人が負担した保険料のみで、同じ保険料を夫婦で重複して申告することはできません。
※年齢はその年の12月31日の現況で判定します。

【ケース7　マイカー通勤をしている】
令和8年度税制改正により、自動車などで通勤する従業員等の通勤手当について、片道65km以上の人の非課税限度額が引き上げられました。また、一定の要件を満たす場合は、1カ月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を非課税限度額に加算できることとされました。
これは、令和8年4月1日以後に支払われる通勤手当に適用されます。改正前の内容で支払っている場合は、年末調整で精算が必要となることもあるため、確認しましょう。

参考文献：「事務所通信2026年11月号」（TKC出版）

県内中小企業の全産業・業種別の売上高（速報値）を公開中！　ひょうご企業業績

出展レポート

国際フロンティア産業メッセ2026

9/3(木)・4(金) 神戸国際展示場

西日本最大級「国際フロンティア産業メッセ2026」が神戸国際展示場で開催され、企業や大学・研究機関による先進技術の紹介や新事業創出の基盤となる製品展示を中心に**533企業、597ブース**が出展。**約15,400人**が来場しました。

当センターは、海外ビジネスセミナーの開催やパネル展示、動画などで事業を紹介すると共に、ブース内には「ひょうご産業SDGｓ推進宣言企業」「成長期待企業」等６社が出展し、各企業のカーボンニュートラルやSDGsに資する製品やサービスを紹介しました。

ひょうごSDGs

有限会社匠工芸

国際フロンティア産業メッセ2026 ベスト展示賞 最優秀賞受賞



プラスチック加工会社ならではの技術やデザイン力を活かし、想像の世界の造形物を形造ります。世界中にワクワクの輪を広げることを使命とし、魂を込めた**ファンタジー武器**を展示

ひょうご・神戸チャレンジ・マーケット事業

ヘリタビ合同会社



産業遺産の記録、調査、**産業遺産を巡る**歴史的・文化的価値を持つ「遺産（ヘリテージ）」と「観光（ツーリズム）」を組み合わせたヘリテージツーリズム。網走監獄、軍艦島など迫力ある**VR映像**の投影と体験を実施

起業家支援事業

有限会社俵養蜂場 xCafe食堂Lodge



超希少な兵庫県**六甲産の桜はちみつ**の優しい甘さ、数種類のスパイスと、さくらの香りが楽しめる、淡いピンク色の**はちみつ入りクラフトコーラ**の展示と併せて試飲を提供

ひょうご農商工連携ファンド事業

株式会社ゼブラグリーンズ



高リコピントマトや低カリウムトマトなどの**機能性トマト**の展示と、甘さだけではなく“**旨味**”にこだわった特別な「**たまとま**」を贅沢に使用した『ぎゅっトマごはん』の試食を提供

スタートアップチャレンジ支援助成金事業

神田工業株式会社



モバイルワークの常識を覆す、どこでも快適にプロ品質の作業環境を実現する**超薄型シームレスポータブルモニター**と、空中に映像を表示する**次世代ディスプレイ「MIRAI PIX®」**を展示

成長期待企業発掘・育成支援事業

株式会社丸五商会



凍らせずに長期鮮度保存・熟成する**氷感庫、高付加価値調理**を実現するラショナルスチームコンベクションオーブン、自社板金技術による食材の価値向上支援“**食の価値づくり**”を紹介

ひょうご中小企業技術・経営力評価事業

次回開催（予定）

～国際フロンティア産業メッセ2027～

日時　2027.9.2　-9.3

場所　神戸国際展示場１・２・３号館

公益財団法人ひょうご産業活性化センター

■ 神戸市中央区東川崎町１丁目８番４号
神戸市産業振興センター１階・２階・７階

■ 電話 078-977-9070

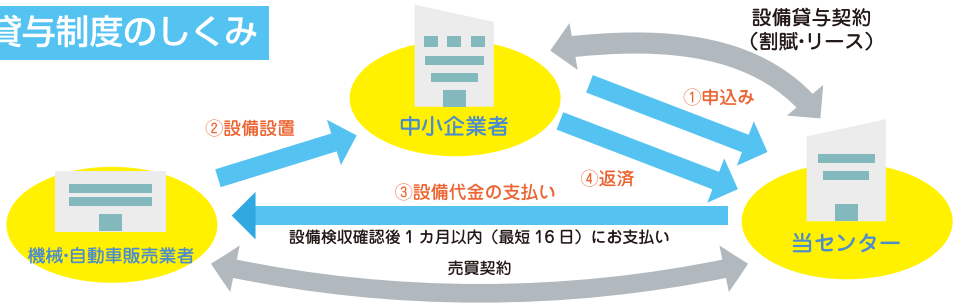
■ FAX 078-977-9102

HP　Instagram　Youtube

設備貸与制度

設備貸与制度は、県内に設備導入を検討している中小企業者を対象とする国・県が定めた公的制度で、当センターが中小企業のみなさんに代わって、希望する設備を希望する機械等販売業者から購入し、長期かつ固定損料(金利)で割賦販売(分割払い)・リースする制度です。

設備貸与制度のしくみ



設　備　導　入　ま　で　の　期　間

- 申込後に審査を行いますので、設備導入までに２か月程度必要です。
- ディーラーとの売買契約前に導入された設備は、この制度の対象外となります。

当　月	翌　月	貸付審査から１～２ヶ月程度	試運転完了後

1 申　込（月末締切） → 2 貸付審査会（翌月末ごろ） → 3 売買契約締結（ディーラー） → 4 申込企業へ設備設置 → 5 検　収（申込企業と契約締結）

制　　度	小規模企業者等設備貸与制度		GX・DX 促進設備貸与制度
区　　分	割 賦 販 売	リ　ー　ス	割 賦 販 売
対 象 企 業	●兵庫県内に設置するもので、国の定める基準に該当する従業員50人以下の小規模企業者等 製造業・その他業種　20人（特認50人）以下 卸売業・サービス業　5人（特認50人）以下 小　売　5人（特認50人）以下 ※　製造業・その他業種21人(卸売業・サービス業、小売　6人)～50人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。 ※　直近３事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ※　大企業からの出資等の割合が単独で３分の１を超えていないこと。		●兵庫県内に設置するもので、国の定める基準に該当する従業員300人以下の中小企業者等 製造業・その他業種　300人以下 卸売業・サービス業　100人以下 小　売　業　50人以下 ※　大企業からの出資等の割合が単独で３分の１を超えていないこと。
貸　与　額	100万円～1億円 (税込)		500万円～2億円 (税込)
対 象 設 備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備(条件あり)		兵庫県内に設置する下記のいずれかに該当する新品の設備 ●脱炭素化等のGX推進に必要な設備 ●デジタル化に伴う生産性向上等のDX推進に必要な設備
年利/月額リース料率(固定) 令和８年４月１日現在 ※利率は、金利情勢等によって変動する場合があります。	年　利 割 賦 販 売 1.25%～2.50%	月額リース料率 リ　ー　ス 1.011%～3.010%	年　利 割 賦 販 売 1.50%～2.75%
返済期間・支払期間	設備の法定耐用年数以内(３年～10年) 商工会議所・商工会経由で申込みを行った場合は、加入年数により（金利）優遇が適応される場合があります。 また、10年以内において2年を超えない範囲で延長が可能です。		
保 証 人 ・ 担 保	原則不要	※法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※審査等により担保等が必要となる場合があります。	

令和８年４月１日

お　気　軽　に　ご　相　談　く　だ　さ　い　。

設備貸与(割賦販売・リース)のお問い合わせは

公益財団法人ひょうご産業活性化センター　設備投資支援室
〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-8-4　神戸市産業振興センター７階
taiyo@staff.hyogo-iic.ne.jp
☎(078)977-9086
FAX(078)977-9102

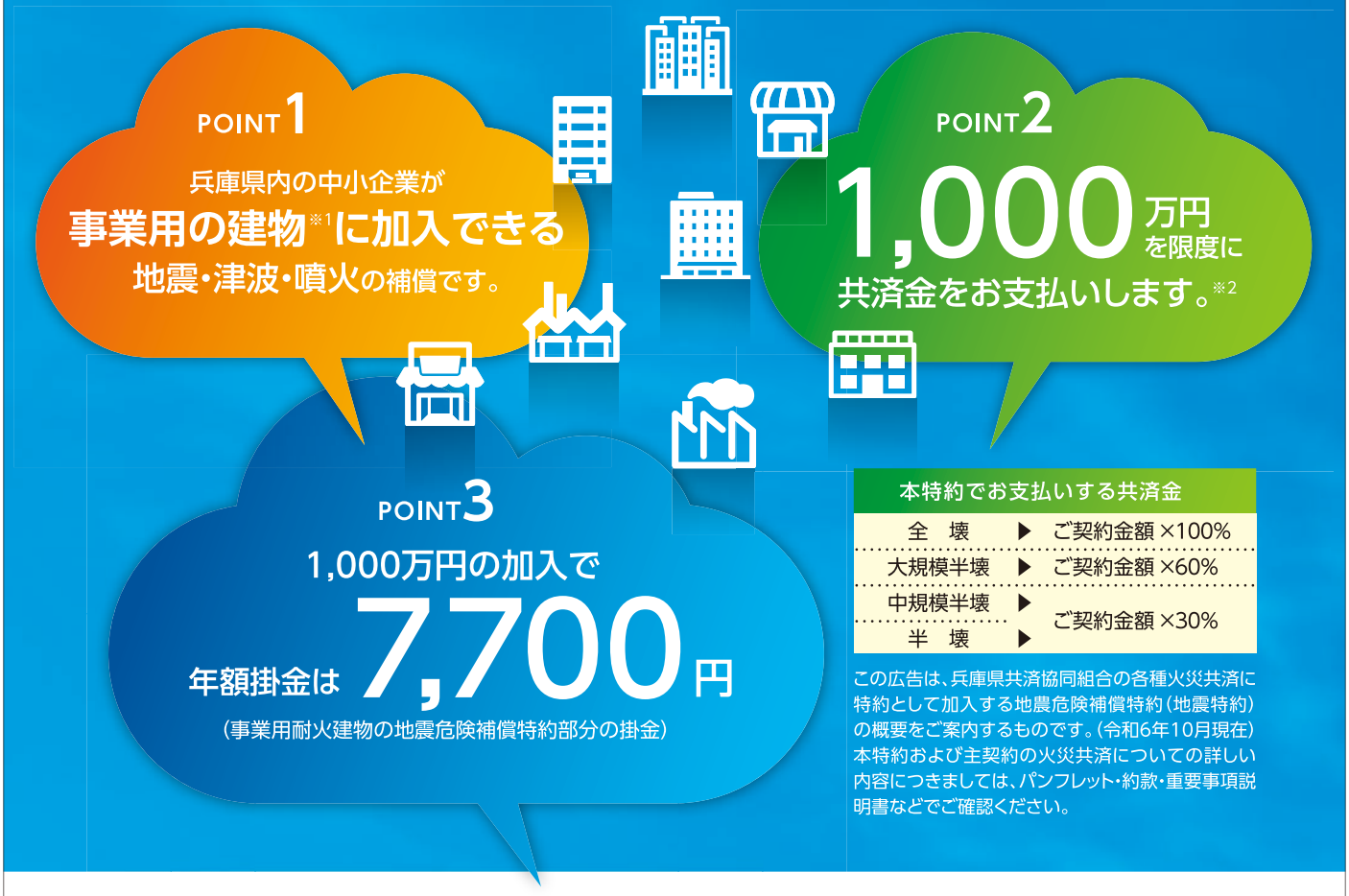
発行 公益財団法人ひょうご産業活性化センター
神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階・2階・7階 TEL078-977-9070(代)

＼中小企業のための／

地震・津波の補償

「地震特約」

火災共済に特約としてご加入いただける制度です。



POINT 1

兵庫県内の中小企業が
事業用の建物※1に加入できる
地震・津波・噴火の補償です。

POINT 2

1,000万円を限度に
共済金をお支払いします。※2

POINT 3

1,000万円の加入で
年額掛金は **7,700円**
(事業用耐火建物の地震危険補償特約部分の掛金)

本特約でお支払いする共済金	
全　壊	ご契約金額 ×100%
大規模半壊	ご契約金額 ×60%
中規模半壊 半　壊	ご契約金額 ×30%

この広告は、兵庫県共済協同組合の各種火災共済に特約として加入する地震危険補償特約(地震特約)の概要をご案内するものです。(令和6年10月現在)本特約および主契約の火災共済についての詳しい内容につきましては、パンフレット・約款・重要事項説明書などでご確認ください。

※1 地震危険補償特約は、昭和56(1981)年6月以降に建てられた建物にご加入いただけます。(主契約の火災共済は建築年月による加入制限はありません。)また、事業用建物に限らず、住宅建物にもご加入いただけます。　※2 一部損の場合は、共済金お支払いの対象となりません。

■お問い合わせは、県内商工会議所・商工会および ひょうご共済代理所まで
(詳しくは弊組合ウェブサイトにてご確認ください。)

共同元受共済組合
ひょうご共済
兵庫県共済協同組合
神戸市中央区下山手通6丁目3-28 4F

ひょうご共済 検索

共同元受共済団体
全日本火災共済協同組合連合会
東京都中央区日本橋浜町2丁目11-2 5F